



包括支援センターを活用してみませんか？



～ケースのこと・地域に住む高齢者のこと ひとりで悩んでいませんか？～

地域で活躍する民生委員の皆様・福まちの皆様・ケアマネの皆様の中、ご高齢者様及びご家族様への支援・対応方法などに悩まれた経験はありませんか？

地域包括支援センターでは地域の皆様やサービス事業所、ケアマネジャーさんをご高齢者様の支援に難しさを感じたとき、一緒に検討させていただき主任ケアマネジャー（包括職員）がおります。

住み慣れた地域で未永くご高齢者様が生活することができるまちづくりを目指して、皆様と一緒にご高齢者様のご支援を考えさせていただきます。

ちょっと困ったなと感じた際には、お気軽に包括支援センターへご連絡ください！

すぐに解決には至らないかも知れませんが、ひとりで考えることは苦しいことです。一緒に考える機会を包括にも与えてください。
※地域の皆様と一緒にミーティングを開催することもあります。



【例えば・・・】

食事もされていないようなので、声を掛けても怒られてしまう。このままでは孤独になってしまうと思うが、どのように見守ったら・・・

～介護保険の更新だけはしているけれど サービスの利用はしていない、そんな方いませんか？～

生活機能チェックリスト（裏面）実施結果、二次予防事業対象となった場合は下記の事業が利用できます。*介護保険の認定を受けていないことが条件となります。

例えば・・・

- 最近転びやすくなってきた
 - むせやすい、義歯があわない等の状況が続いている。
- 上記症状について早めに対応することで改善することができます！各種教室に通い対応方法を学びましょう。

例えば・・・

- 物忘れやうつ傾向がみられている方
- 健康上の不安が大きい方
- 左の教室に通う事ができない方

看護師が月1回訪問して食事や運動療法のアドバイスなど健康相談をします。費用は無料です。



清田老人福祉センターで『運動、口腔、栄養』の3つの教室が開催されています

～まずはお電話ください～

ハハハ - イナイナ
第1包括: 888-1717

ゴ-ゴ-ハレハレ
第2包括: 887-5588

～だまされて高額なモノを 買わされたりしていませんか？～

地域包括支援センターは、高齢者の消費者被害の早期発見・防止に努めております。（札幌市消費者センターと連携を取ります。）

悪質な訪問販売や架空請求など、高齢者を狙った消費者トラブルが後を絶ちません。年々、手口も巧妙化しています。

◆最近、ご近所で気になる方がありましたらご相談ください。

*「もしかして」ときついたら、簡単にメモしておく便利です。

【参考】相談便利メモ

- ・契約をしたのはいつですか？（例：4月1日頃）
- ・何を契約しましたか？（例：ふとん）
- ・その商品は手元にありますか？（例：ある）
- ・未使用ですか？（例：未使用）
- ・いくらですか？（例：30万くらい）
- ・どこから買いましたが？（例：〇〇健康寝具株式会社）
- ・契約のきっかけは？（例：販売員が自宅に訪ねてきた）



地域包括支援センターは、「消費生活みまもり協力員」と連携をはかり、消費者被害の早期発見（確認）・被害拡大の防止等トラブル解決に向けて対応します。
・専門機関（消費者センター等）へのつなぎ
・被害の確認作業を一緒に行ないます
etc

※「消費生活みまもり協力員」とは消費者問題に精通した、消費者協会の会員です。



【体にあざが・・・】

～怒鳴り声が聞こえたり、 心配なお家はありますか？～

高齢者虐待の場合、『早期発見・早期対応』していくことが重度化、深刻化しないための鍵となります。相談・通報される方の6割強が「業務上知りえた方」と言われるように、私たちが「～そうかもしれない」というサインに気づくことが必要です。ご家族が何に負担を感じて、そのような現状に至っているのかを一緒に考えていきましょう。

目指すは、『小さな芽でも組織的に早期に対応していくことで虐待じゃなくてよかったね』といえるようなネットワークです。



【常に無視をする】

